

令和2年 第8回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年8月25日(火) 午後1時30分～午後2時55分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 上原 正孝	3番 山田 茂	4番 宮口 太郎
	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆	7番 内田 忠雄
	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫	10番 上原恵美子
	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一	13番 佐藤 恒雄
	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄	16番 上原 見徳
	17番 竹内 佳重		

4 欠席委員 (1人)

2番 丸山 征二

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第5号 農用地利用配分計画の意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和2年第8回農業委員会総会を開会します。

なお、本日2番、丸山征二委員より欠席の届けが出されておりますので、報告いたします。

出席委員は、17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立いた

しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしでありますので、それでは3番、山田茂委員・14番、飯野優委員の両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。11ページを御覧ください。

令和2年7月27日開催の第7回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係56件につきましては、令和2年8月17日付で許可書を交付いたしました。

続きまして、12ページを御覧ください。現況証明の7月分の取扱いについてですが、1件、1筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4で1枚紙の令和2年第8回総会報告案件一覧を御覧ください。松義西部地区「人・農地プラン」座談会が8月6日に松井田支所で開催され、飯野委員、古谷農地利用最適化推進委員が出席いたしました。第5回常設審議委員会が8月17日に群馬県農協ビルで開催され、竹内会長が出席いたしました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 8月19日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査の結果につきましては、特段問題となるような事項は見当たりませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

12番。

12番委員 12番です。議案第1号の農地法第3条の2番です。この申請地につきましては、今年5月25日に開催の当委員会総会におきまして、空き家バンクに登録されている空き家に付随する農地のうちの農地として認定された4か所あった農地のうちの1か所でございます。従いまして、直ちに耕作ができる状態で適正に管理されておりまして、耕作者を探している状態で行っていました。今回の申請に係る譲受人は、経営農地全てにわたって順調に耕作しておりまして、今回の申請農地につきましては譲受人の自宅前に隣接している農地で行いまして、現在耕作中の農地の利用を見まして、効率的に活用できる見込みがあるということで、耕作者として適任者であるかと考えます。ということで、またこの申請が認められた場合には、空き家バンクに付随している農地として認定されている農地から1筆除外されることとなりますので、申し添えたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思っております。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議について

てを議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法4条の申請は議案書2ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

1番。

1番委員 1番です。2号、4条の案件3番です。これは、太陽光発電の設置ということなのですけれども、この場所は〇〇、これの入り口を100メートルほど西へ上った県道の下なのですけれども、場所的には大水が出るといつも冠水してしまっていて、田んぼが。1反ちよつとなのですけれども。なかなか苦勞していた田んぼだと思えます。今現在遠くにいて、〇〇県ですが、住んでいまして、ただあれだけに〇〇県から耕作するということも到底無理で、それで高齢のため、転用して太陽光発電にするということなのですけれども、2種農地でもありまして、特に問題はないと思えますので、ご審議の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。申請にありますように、高齢により耕作できないため、太陽光施設用地としたいということでございます。対象地は、北側県道に面して、西側工場建物に沿って南側へ緩やかに傾斜するような地形で、南側河川で行き止まりということで、西側につきましては県道から河川まで水路が通っています。その水路によって、道がほかの土地と隔たりはできておりますので、太陽光施設用地として問題ないと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

- 議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。
それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したい
と思います。
なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた
場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、
以上3件を付託します。
次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議につい
てを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。
令和2年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。
令和2年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
議案第3号、農地法第5条の申請は議案書3ページから7ページ記載の38件、
計画変更申請が議案書8ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第
5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いいたします。ないですか。
1番。
- 1番委員 1番です。第5条関係の29番です。この案件は、場所的には〇〇の〇〇のあ
るところのすぐ後ろ側というのですか、その社会福祉法人の〇〇という名前
で〇〇の第一、第二を運営しているわけです。ここマンモス〇〇なのです。第
一のほうは大体〇〇名ぐらいいるのですか。第二のほうがやっぱり〇〇名かあ
って、〇〇だけで約〇〇人ぐらいいるのです。安中市では最大の〇〇なのです
けれども、これは申請につきましては学童も運営しているのです。学童が4年
半か、5年弱だと思うのです、できてから。6年生まで預かるというので、今
どんどん増えているということで、いわゆる教室ですか、これが手狭になって

きまして、拡張するための土地の取得を申請したということなのです。

それで、渡し人がほうが結局聞きますと、理解がありまして、子どもの急激な減少でいい子どもに育ってくれる学童、こういうのが拡張されて、いっぱい入れてもらって、いい子に育ってもらえればいいのではないかとということで了解しておりまして、土地的にも2種農地でありまして、〇〇のすぐ東隣なのです。ほとんどくっついているところなのですけれども、場所的にもいいところだと思います。そういう面で申請したということで、特に問題はないと思いますので、ご審議の参考にしてください。

議長 ほかにございますか。

5番。

5番委員 5番です。議案第3号の6番の案件ですが、この土地については相続で受け取った土地なのですが、市外に住んでおりまして、〇〇の〇〇が長年耕していたのですが、相当の高齢者になってできません。そういうことでやむを得ないと思いますが、また周辺は全て耕作がされておられません。以上のことから、転用は問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の関係ですが、7件ほどありますので、順番に行きたいと思います。

まず、5番です。これ〇〇の西の周りが住宅ということで、3種農地でありますので、問題ないと思います。

続きまして、8番、〇〇の南の、本当に一番南でありまして、その南はがけになっていまして、東は住宅であります。これも3種農地でありますので、問題ないと思います。

9番です。さっきの〇〇の南の土地、南の道を隔てた南の畑でありまして、これも3種農地でありますので、問題ないと思います。

10番です。これは、昨年農振除外を受けた土地なのですが、南傾斜で段々畑でありまして、北は住宅があり、その真ん中の土地で、その南はまた住宅でありまして、これも問題ないと思います。

12番です。さっきの8番の近くで〇〇の手前の柵があるところのちょっと手

前で〇〇の南の東方なのですけれども、前回でやっぱり太陽光で出たところの畑1枚置いた東の畑でありまして、これも3種農地でありますので、問題ないと思います。

続きまして、26番です。〇〇の〇〇のグラウンドの北に位置する畑で、周りにはもう全部住宅地でありますので、これ問題ないと思います。

最後に、27番です。これも昨年農振除外を受けた土地でありまして、これ道がずっと回ってしまして、それ全部農振除外を受けたのですけれども、申請が出ているのが一部出ていないのですけれども、その人はよく知ってしまして、「どういふのだい」と聞いたら、2段階に分けて申請を出すということなのですけれども、これも問題ないと思います。

以上です。お願いします。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。3号、5条関係、16番、17番、21番、23番、24番、25番、32番と7件でございますが、まず16番ですが、これは〇〇より500メートルぐらい東の幾らか下がったところの場所でございます。これも3種農地ということで、特に問題はないと思われます。

それから、17番、これは〇〇、前の〇〇ですね、より500メートルぐらい西方、国道を500メートルぐらい行ったところなのですが、これは国道より10メートルぐらい上がった場所なのですが、他の農地に与える影響はないと思いますので、特に問題はないと。

それから、21番、これはやはり安中、今の元〇〇、安中の〇〇ですが、これは100メートルぐらい東方なのですが、これは山寄りの場所であり、3種ということで、特に問題はないと思われます。

それから、23番、これについては〇〇より500メートル、信越線を〇〇方面へ向かったところでございます。これについても3種ということで、特に問題はないと思われます。

それから、24番、25番については、この23番の作業道路ということで、特に問題はないと思われます。それから、25番については一時転用ということ申請してあります。

それから、32番については、これは〇〇入り口信号より100メートル、〇

○のほうに向かった南側の四差路のところの受け人の続きの土地なのです。これは、ナツメにクルミに栗と3本植わっているだけの土地であり、特に他の農地に与える影響はないということで、これも問題ないと思います。

以上ですが、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにございますか。

4 番。

4 番委員 4 番です。議案第3号、農地法第5条関係の18番でございます。これは、地元にある○○という大きな○○の南側に当たり、軽トラックでやっと入っていきなうていうところに入っていった畑でございます。現地を見て、転用やむを得ないかなと判断いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

それと、30番でございます。その30番の案件は、○○という○○の真ん中のところの畑でございます。周りには畑はなく、住宅と工場とちょうど挟まれた一画の畑でございますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

7 番。

7 番委員 7 番です。5条の4番について、この土地の東側は道路、北側は既設の宅地に接しているところであり、○○の家を建てるということでやむを得ないと思います。

それから、7番、この土地は南側は道路、北側も道路、ただ東側と西側に農地がありますが、この農地は十数年来一度も耕作されたことがありません。3種農地ということで、よろしく審議のほどお願いします。

次に、36番、この土地は水路に囲まれた土地であり、それからということで太陽光ですが、やむを得ないと思いますので、よろしく審議のほどお願いします。

議 長 ほかにございますか。

6 番。

6 番委員 6 番です。議案第3号、農地法5条の14番です。この土地は、北側は信越線、東と西側は市道に、それで南側は住宅となっております。特に問題ないと考えられますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 3 番。

1 3 番委員 1 3 番です。議案第 3 号、農地法 5 条、3 1 番ですが、場所は〇〇入り口の国道 1 8 号の南側にあり、近くに食堂が営業しておりますが、申請地と食堂の境には少し溝があり、湧き水が流れております。店舗と申請地には段差があり、店舗の土地より申請地が低いです。南側は空き家であり、申請地は耕作放棄地になってかなり年数がたっており、立ち木も多く、露天資材置場に変更しても近隣に影響がないものと思われます。審査の参考にしてください。

もう一つ、5 条、3 4 番ですが、申請地は旧国道 1 8 号〇〇に至る手前で、道路側は安中市の〇〇で、南側は田んぼで水稻栽培が行われております。申請地は耕作放棄地になる前は梅を栽培されておりましたが、放棄されてから相当年数が経っており、申請もやむを得ないものと思われますので、審査の参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。5 条関係の 2 2 番と 3 7 番、3 8 番、順を追って説明いたします。2 2 番ですが、これは〇〇、県道より北側に入りまして、南に市道、西側が住宅地ということで、大分開発されています。ちょっと面積は広いのですが、3 種農地ということで問題はなかろうかと思われますので、審議の参考にお願いします。

次に、3 7 番です。これは〇〇の住宅地の中に残された農地ですが、県道南側に、県道 1 本入った市道の脇にありまして、これも周り中全部住宅地ということで、3 種農地に指定されています。これも問題はなかろうかと思われます。

3 8 番です。これも 3 7 番から少し西へ上がったところのやはり住宅地の真ん中に残された農地で、耕作放棄地になっておりまして、面積も結構あるのですが、3 種農地ということで特に問題はなかろうかと思われますが、審議の参考によろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 3 号、農地法 5 条関係の 1 3 番です。申請地は県道と住宅地に挟まれた土地でありまして、太陽光施設設置、特に問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 6 番。

1 6 番委員 1 6 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 9 番です。ここは現在コンニャクを作っているのですが、それが終わってからという話だったと思うのですが、周りが山、山林、沢、道と囲まれていまして、周りに農地という農地はないので、問題ないかと思われま。

続きまして、20番、20番の土地なのですが、これももう耕作放棄地、荒れ放題で、竹も生えているような場所です。周りも道、宅地、山林という形ですので、問題ないかと思われま。

あと、最後 39 番なのですが、この場所も今現在は何も作っていない。フキが生えていたり、コンニャクが出ていたり、いろいろ出ているのですが、現在は何も作っていないようなところ。周りにも東側に田んぼがあるので、そのほかは駐車場だったり、道だったり、耕作放棄地だったりするので、問題ないかと思われま。ご審議の参考にしてください。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

1 7 番委員 なければ、17番から。第5条関係の3番、33番、35番について説明させていただきます

まず、3番、この土地についてはこの間宅地の申請が出たちょうど東側で、その東側、北側についてはもう既に太陽光発電がなされている土地であります。それなので、この場所については問題ないと思われま。

それから、33番については、この場所なのですが、これについては北側斜面の下に竹やぶになっている場所があるので、この場所で、ここは以前から耕作放棄地のような状態であります。それで、宅地の中にある土地でございますので、問題ないと思われま。

それから、35番については、これは農用区域内でありますけれども、この場所については三角の土地でありまして、今のところ耕作してはいません。それなので、この露天駐車場と休憩所、一時転用ということで了解していただければありがたいなと思います。

以上、参考にしていただければありがたいと思います。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査が必要と生じた場合には、連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と3番から10番の9件、2班に11番から27番の17件、3班に28番から39番の12件、併せて計画変更1番の13件、以上合計39件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

尚、審査が終わり次第再開しますので、宜しく願います。

(休憩午後 2:19)

(書類審査)

(再開午後 2:43)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 1班です。15番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査をした結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、2番の1件で

す。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告は終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件であります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たして

いますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は1番と3から10番までの9件であります。審査班で農地転用の許可基準により審査をした結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 8番です。2班に付託された議案第4号、農地法第5条関係は11番から27番の17件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

ただ、17番につきましては、排水が自然浸透式になっておりますが、地形の関係上、その辺を配慮してほしいということがございましたので、申し添えます。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 14番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、28番から39番の12件です。並びに計画変更1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書9ページ記載の2件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等ありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。
次に、日程第7、議案第5号 農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 附属資料としてA4判1枚紙の、題名として農地中間管理事業担い手情報と記載された一覧表を御覧ください。この一覧表には、借受希望者の〇〇さんについて、営農状況等を添付させていただきましたので、ご参考にしていただければと存じます。
議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。
令和2年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
農用地利用配分計画（案）は、議案書10ページ記載の1件です。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

議長 説明が終わりました。
本案について質問がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長に送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第8回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 2時55分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年8月25日

安中市農業委員会会長

3番委員

14番委員